

業務及び財産の管理に関する計画

[金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 14 条に基づく計画書]

平成 13 年 5 月 16 日

瑞浪商工信用組合

金融整理管財人

目 次

I. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	1
1. 円滑な事業譲渡の早期実施	1
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、優良な顧客基盤の維持	1
3. 公的費用の極小化	1
4. 地域経済への配慮	1
5. 内部管理体制の確立	1
6. 旧経営陣等の責任追及体制の確立等	1
II. 業務の暫定的な維持・継続による金融仲介機能の維持の方針	2
1. 基本運営方針	2
2. 管財人会議・業務運営会議の設置等	2
3. 個別業務運営方針	2
(1) 与信業務運営方針	2
(2) 資金調達業務運営方針	3
(3) 投資業務運営方針	3
(4) 経費運営方針	3
(5) その他の業務運営方針	3
III. 事業譲渡等を円滑に行うための方策	4
1. 経営責任の明確化	4
(1) 旧経営陣について	4
(2) 役員退職慰労金	4
2. 経費の削減	4
(1) 人員及び人件費の削減	4
(2) 物件費の削減	4
3. 店舗統廃合	5
4. 保有資産の処分	5
5. 内部管理体制の整備	5
6. 不良債権の回収強化	5
IV. 法令等の遵守	5
V. 金融再生法第 18 条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等	5

I. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針

当組合は、平成 12 年 12 月 8 日、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）」第 68 条第 1 項に基づく申出を金融再生委員会に対し行いました。

これを受けて平成 12 年 12 月 8 日、同委員会より、金融再生法第 8 条第 1 項第 2 号に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を受けるとともに、同日付で金融再生法第 14 条に基づき、「業務及び財産の管理に関する計画」の作成命令を受けましたので、ここに「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針を定めます。

1. 円滑な事業譲渡の早期実施

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、同法に定められた措置を適切かつ効率的に行うことにより、当組合の事業価値の劣化防止及び預金の流失防止に努め、可及的かつ速やかに事業譲渡を実施します。

2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、優良な顧客基盤の維持

事業譲渡を円滑に行うまでの間、業務を暫定的に維持継続し、金融仲介機能を維持するとともに、優良な顧客基盤を維持することにより、金融機関としての信用力の回復に努めます。

3. 公的費用の極小化

金融再生法の趣旨及び銀行法上の業務改善命令の趣旨を踏まえ、これらに定められた措置を適切に遵守しながら資産価値の劣化を防止し、また、適切な資産処分や経費の削減を行うことにより、公的費用の極小化を図ります。

4. 地域経済への配慮

地域金融機関としての役割を十分認識し、地場産業である陶磁器関連を中心とした地元中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮するとともに、地域経済に与える影響を最小限に抑え、円滑な業務運営を行います。

5. 内部管理体制の確立

法令・規則等の措置遵守を徹底させ、内部事務の厳正化、事務改善及び相互牽制の徹底など内部管理体制の確立を行い、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

6. 旧経営陣等の責任追及体制の確立等

当組合が「管理を命ずる処分」を受ける状況に至った原因を明確にするため、金融再生法第 18 条の趣旨に基づき、内部管理体制を整備し、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

Ⅱ. 業務の暫定的な維持・継続による金融仲介機能の維持の方針

1. 基本運営方針

金融整理管財人による管理期間中の業務運営については、金融システムの維持・善意かつ健全な借り手の保護という金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、金融仲介機能の維持に配慮した適正な業務運営に努めます。

特に、当組合は中小零細な取引先が中心であることに配慮し、善良かつ健全な取引先への資金供給や顧客利便を損なうことのないように業務を継続するとともに、可及的かつ速やかに円滑な事業譲渡を行うことを目指します。

具体的な業務については、上記方針のもと、明確で透明性の高い業務運営に努めます。

2. 管財人会議・業務運営会議の設置等

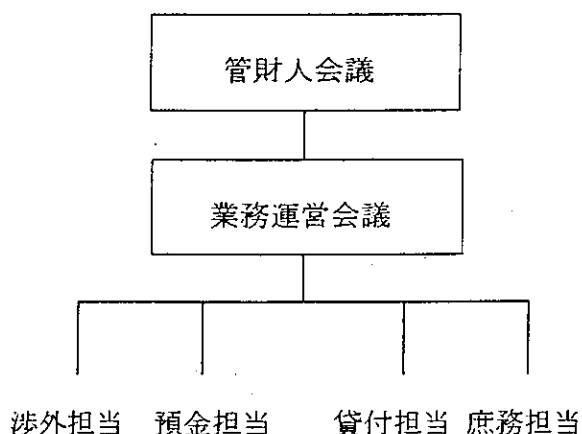
当組合の最高意思決定機関として、金融整理管財人により構成される「管財人会議」を設置し、経営に関する重要事項の審議を行うこととしました。

また、金融整理管財人2名、金融整理管財人補佐人2名と当組合職員との間で十分な協議を行うとともに、意思疎通を図り、業務運営の透明性を確保するため、管財人会議の下部組織として「業務運営会議」を設置いたしました。

「業務運営会議」では、重要な業務運営案件等の審議を行うとともに、活発かつ公正な討議を通じ、効率的・効果的な業務運営を実施してまいります。

なお、本部組織として、総務、検査、業務、融資の各責任者を明確にし、本部の指導態勢を整備します。

【組織図】



3. 個別業務運営方針

(1) 与信業務運営方針

与信業務については、金融再生法の趣旨に基づき金融仲介機能の維持に配慮しながら、優良な顧客基盤の維持と貸出資産の劣化防止に努めます。

具体的な与信方針は以下のとおりです。

①債務者区分別対応方針

「正常先」については、企業の信用力や案件の妥当性等を十分に審査し、資金需要に応えていきます。

「要注意先」については、債務者の債務履行状況、財務内容の健全性及び回収の確実性を十分審査し、適切に対応いたします。

「破綻懸念先」、「実質破綻先」、「破綻先」については原則として与信は行いません。

「純新規先」についても、原則として与信は行いません。

②資金使途

債務者の事業継続に必要な運転資金・設備資金に対応いたします。

③与信残高上限

「正常先」は、原則「管理を命ずる処分」を受けた日から過去1年間の最高額を超えないものとします。

「要注意先」は、原則「管理を命ずる処分」を受けた日の残高を超えないものとします。

④与信期間、担保、保証、適用金利

回収の確実性や妥当性並びに収益性等に十分留意し、適切な運営を行います。

(2) 資金調達業務運営方針

資金調達力の回復・安定のため、適切かつ正確な情報の提供を行い、当組合に対する信用の回復に努めます。

また、日々の資金繰りを的確に把握し、全国信用協同組合連合会等の関係先と綿密に連絡をとりながら、必要に応じて資金支援の手配等に努めるとともに、信用秩序維持のための万全の対応を行います。

調達金利、期間等については、市場動向・他金融機関の動向及び地域性を十分考慮し、適切な運営をいたします。

(3) 投資業務運営方針

投資業務については、12年11月末日で外国証券等3,075百万円を保有しておりましたが、順次売却しております。また、今後新たな投資は行いません。

(4) 経費運営方針

経費支出については、業務上必要不可欠なものに限定した運営をいたします。

(5) その他の業務運営方針

公金取扱、内国為替等の業務については、金融仲介機能の維持並びに取引先基盤の維持の観点から継続いたします。

Ⅲ. 事業譲渡等を円滑に行うための方策

1. 経営責任の明確化

(1) 旧経営陣について

破綻公表時の経営陣は、平成 12 年 12 月 8 日に金融整理管財人が選任されると同時に、常勤役員全員（理事長、専務理事、常務理事、常勤理事の 4 名）が辞任しております。

また、非常勤理事に対する役員報酬は支給しておりません。

なお、役員報酬については、今後も一切支払わない方針です。

(2) 役員退職慰労金

過去 10 年間に於いて退任した常勤役員 3 名に対しては、それぞれ役員退職規定（支給表）に基づき支給されています。

代表理事については自主的な返還を求めます。

なお、12 年 12 月 8 日辞任した 4 名の常勤役員及び今後退任する役員に対する役員の退職慰労金は、一切支給しない方針です。

2. 経費の削減

(1) 人員及び人件費の削減

当組合の平成 12 年 12 月末職員は 24 名で、ピーク時のほぼ 7 割であり、業務運営上これ以上の削減は困難と考えております。また、本店含め 2 店舗の中核となる職員がいないことから、事業譲渡までの営業及び事業譲渡に係わる業務を円滑に進めるため、前常務理事（前営業部長）と前常勤理事（前業務推進部長、実質は営業部事務統括）を職員として採用しております。

なお、厚生費等の圧縮により、人件費を年間ベースで対前年比 10% 程度の削減に努めます。

(2) 物件費の削減

業務運営に必要不可欠なものに限定し、経費の削減を行い、年間ベースで対前年比 10% 程度の削減に努めます。

《人件費・物件費推移と削減目標》

単位：百万円、%

	7 年 3 月期 (実績)	8 年 3 月期 (実績)	9 年 3 月期 (実績)	10 年 3 月期 (実績)	11 年 3 月期 (実績)	12 年 3 月期 (実績)	13 年 3 月期 (目標)	ピーク期 対比
人件費	165	177	186 (ピーク)	180	181	162	146	▲40 (▲22%)
物件費	75	62	74	76 (ピーク)	65	64	62	▲14 (▲18%)
合 計	240	239	260 (ピーク)	256	246	226	208	▲52 (▲20%)

3. 店舗統廃合

現状の2店舗（本店及び陶支店）存続を基本方針といたします。

4. 保有資産の処分

当組合が保有する資産につきましては、業務運営上必要不可欠なものを除き、適正な価格で処分してまいります。

5. 内部管理体制の整備

業務全般にわたり、各担当者の責任分担の明確化や相互牽制の徹底化を図ります。

具体的には、金融整理管財人、補佐人を責任者として、帳簿書類等に基づくチェック及び定例検査を実施するとともに、随時、特別検査（重点検査）を行うことにより適正な業務が行われているのかを確認することとします。

6. 不良債権の回収強化

事業譲渡に係る費用の極小化及び資産劣化防止を図るため、不良資産の管理・回収体制の充実・強化を図ります。

具体的には、管理表及び回収計画の作成などによる管理の徹底、回収の強化を図ります。

IV. 法令等の遵守

中小企業等協同組合法、その他関係法令を遵守し、金融再生法の趣旨に則り、適格な業務運営を行うことを組合内に徹底してまいります。法令、命令、諸規則に違反する行為や業務上の事故等が発生した場合は、厳正な処分を行います。

V. 金融再生法第18条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等

金融再生法第18条による旧経営陣への責任追及等については、当組合の規模に鑑み、弁護士である金整理管財人を主担とした内部調査事務局を中心に調査を進めており、責任追及を具体的に行うにあたっては、更に公認会計士や地元弁護士の協力を求めて遂行していきます。